やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月２日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第５７号

やまと芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

やまと芸術文化ホール条例施行規則（平成２６年大和市規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「芸術文化ホールの施設及び附属設備等（駐車場等を除く。以下「ホール等」という。）」を「ホール等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、インターネット予約システム（インターネットを利用してホール等の利用申込（ホール等及び日時を指定して、第５条第１項の規定による提出を行う意思をあらかじめ表示することをいう。以下同じ。）を行うシステムをいう。以下同じ。）を使用して利用申込をする場合は、この限りでない。

第３条第１項中「次」の次に「の各号に掲げる施設の区分の応じ、当該各号」を加え、同条第２項中「の施設」を「に掲げる施設」に、「の期間」を「に定める期間」に改める。

第５条第３項中「（以下「利用計画書」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

４　申請者（ホール施設、ギャラリー施設又はマルチスペース施設を利用しようとする者であって、別表第１に定める施設利用承認申請書の受付期間のうち第２期の期間内に第１項の規定による提出を行おうとするものに限る。）は、同項の規定による提出を行う前においても、インターネット予約システムを使用する場合にあっては別表第１に定める施設利用承認申請書の受付期間内に、使用しない場合にあっては指定管理者が定める期間内に、利用申込を行うことができるものとする。ただし、当該利用申込を行った者が、指定管理者が定める期限までに施設利用承認申請書又は利用計画書の提出を行わなかったときは、当該利用申込は無効とする。

第６条第３項第３号中「第１項に定める期間」を「受付期間」に改め、同条第４項中「及びギャラリー施設」を「、ギャラリー施設及びマルチスペース施設」に改め、同項本文中「利用計画書を受け付けた」を「利用申込又は利用計画書（マルチスペース施設にあっては、施設利用承認申請書）の提出のうち、いずれか早い方の行為の」に改める。

第７条中「、やまと芸術文化ホール施設利用承認書」を「やまと芸術文化ホール施設利用承認書」に改め、「）により」の次に「当該」を加え、「とする。」を「とし、」に、「、その旨を」を「その旨を当該」に改める。

第８条第３項中「、やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認書」を「やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認書」に改め、「）により」の次に「当該」を加え、「、その旨を」を「その旨を当該」に改める。

第１１条中「等」を「及び金額」に改める。

第１４条第３項中「審査し、」の次に「その諾否を決定し、還付することを決定したときは」を加え、「その旨を」を「、還付しないことを決定したときはその旨を、当該申請を行った者に」に改める。

第１７条第２号中「、」を「及び」に改め、同条第７号中「飲食しない」を「飲食をしない」に改める。

別表第１中「（」の次に「第５条、」を加える。

附　則

この規則は、令和９年４月８日から施行する。ただし、第３条第１項及び第２項、第６条第３項第３号、第７条、第８条第３項、第１１条、第１４条第３項並びに第１７条第２号及び第７号の改正規定は、公布の日から施行する。